

平成 21 年 12 月 3 日

資 料

(国際課税)

国際課税（とりまとめに向けて）

○ 移転価格税制（価格算定文書の明確化）

- ・ 現行の推定課税制度等の適用要件として定められた文書について、その範囲を法令（省令）により明確化する方向で検討中。

○ 税の情報交換ネットワークの拡充

- ・ 外国税務当局との情報交換については、行政取極による情報提供を可能としつつ、情報提供の根拠規定を設けることにより守秘義務との関係を整理する方向で、具体的な法整備の内容を検討中。

○ 適切な課税・徴収のための措置

- ・ クロスボーダーで活動を行う非居住者の適切な課税の確保や、国外資産等に係る情報の的確な把握についても、具体的な方策について引き続き検討。

（参考）主要課題（国際課税）に係る要望事項の処理状況

○ 外国子会社合算税制

- ・ 二次査定（12/3）：A（資産性所得に係る租税回避行為防止措置を講じた上で、適用除外基準の見直しやトリガー税率の引下げ等を措置）

○ 移転価格税制（価格算定に当たり考慮すべき事項等）

- ・ 二次査定（12/3）：A（価格算定に当たり考慮すべき事項等を運用上明確化）

○ 国際連帯税

- ・ 二次査定（12/3）：G（23年度以降の検討課題とするもの）